

# 済生会超音波研究会運営規則

2017年（平成29年）3月12日制定  
2025年（令和7年）3月31日改正

## （名称）

第1条 この会は、済生会超音波研究会（英文表記 Saiseikai Echo Association：略称SEA），以下「本会」と称する。

## （目的）

第2条 本会は、済生会病院・診療所全体で超音波検査にあたる医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、事務職などがそれぞれの立場から経験や研究成果についてディスカッションや情報交換を行い、超音波検査技師の育成および若手医師の医学超音波教育を包括的かつ効率的に行うこととする。

## （事業）

第3条 本会は、第2条の目的を遂行するために、以下の事業を行う。

- (1) ホームページを通じた超音波医学に関する調査・研究および教育・啓発
- (2) 研究集会またはセミナーの開催（年1回以上）

## （会員）

第4条 第2条の本会の目的に賛同し、その事業に関心を持つ医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、事務職などは、職種を問わず正会員になることができる。

- 2 会員登録は、本人の申し出により事務局が行う。
- 3 退会処理は、本人の申し出により事務局が行う。
- 4 正会員が済生会を退職後、継続して本会事業に賛同する旨を申し出た場合は、準会員として扱う。
- 5 済生会職員以外の者が本会の事業に賛同する旨を申し出た場合は、準会員として扱う。

## （役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 世話人 15名以内
  - (2) 顧問 若干名
- 2 世話人のうち1名を互選により研究組織代表者とする。
- 3 前項の研究組織代表者をもって本会の代表世話人とする。

## （会議）

第6条 世話人会議は年1回以上開催する。

(運営費)

第7条 本会は、済生会研究組織活動補助を申請し、その補助金をもって運営する。

(事務局)

第8条 本会事務局は下記に置く。

済生会中和病院 医療技術部中央検査室

〒633-0054 奈良県桜井市阿部 323

TEL : 0744-43-5001 FAX : 0744-42-4430

e-mail : sea@chuwa-hp.jp

(補則)

第9条 この規則の改廃は、世話人会の議決によるものとする。

附則

この規則は、平成29年4月1日より施行する。